

告示

埼玉県告示第六百六十号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験を実施する免許職種及び科目

イ 免許職種

全職種

ロ 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

(2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの

ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験期日

令和六年八月三日（土）

四 試験会場

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号

さいたま共済会館

五 受験申請の手続

イ インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。

なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県産業人材育

成課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0811/sidouinsiken/>）

index.html)で案内する。

ロ 持参による場合

次の必要書類を埼玉県産業人材育成課へ持参すること。

なお、持参する前に電話で予約すること。

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書(受験票に六十三円分の郵便切手を貼り付けること。)

(2) 履歴書

(3) 受験資格を証明する書類

(4) 写真(申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記入すること。)二枚

(5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格のあることを証明する書類

(6) 長形三号(長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル)の封筒(受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、八十四円分の郵便切手を貼り付けること。)一通

六 受付期間

令和六年六月三日(月)から六月二十八日(金)まで。ただし、持参による申請の受付時間は、受付期間内(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

七 試験手数料の金額及び納付方法

イ 試験手数料の金額

三千百円。ただし、指導方法そのものが免除となる者については、試験手数料は不要とする。

なお、インターネットによる申請の場合、可否通知用郵便切手代八十四円を加算して納付すること。

ロ 納付方法

受験案内で指定する方法により納付すること。

八 合格発表

令和六年八月二十三日(金)から八月二十九日(木)まで埼玉県庁本庁舎一階南側玄関の掲示板に掲示するほか、受験者に通知する。

九 その他

イ 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県産業人材育成課、

各県立高等技術専門校、埼玉県立職業能力開発センター、各地域振興センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本産業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付けたもの）を同封すること。

ロ 試験に関し不明な点については、左記に問い合わせること。

埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当

電話〇四八（八三〇）四五九八